

新しい生活様式「住宅リフォーム補助金」

新しい生活様式における居住環境の向上支援・地域経済活性化のため、市内業者による住宅本体のリフォーム工事に対して補助します。

■申請できる人

- ・市内に居住し、住民基本台帳に登録されている人
(定住を目的として空き住宅等をリフォームする個人(市外の方を含む)で、補助金実績報告兼請求書を提出するまでに空き住宅等に住民票を異動する人も可)
- ・市税を完納している人

■対象となる住宅

- ・自らが居住する専用住宅または併用住宅
- ・必要な箇所に住宅用火災警報器が既に設置されている住宅
※ 令和2年度・令和3年度に市が実施した「新しい生活様式『住宅リフォーム補助金』の交付を受けた住宅・人 は申請できません

■対象となる工事

リフォーム(改修・増築)工事全般で、20万円(消費税込)以上のもの

- ※ 付属建物(車庫・倉庫)や外構(門・塀等)の工事、家電製品などは対象外
 - ※ 国・市等が実施する他の補助制度を利用する対象工事は、本補助金の利用はできません
- ➔ 裏面「補助対象工事の例」をご確認ください

■補助の条件

- ・市内に本社がある法人、または、市内に住所がある個人事業主と契約し施工すること
- ・令和5年2月28日(火)までに工事を完了し「実績報告書兼請求書」を提出すること
- ・申請後に着工すること

■補助率 対象工事費(消費税込)の **20%**

■補助上限額 **10万円**(千円未満切り捨て)

※ 申請が多数の場合は、予算の範囲内で減額調整することがあります。ご了承ください。

■申請受付期間 令和4年 **4月1日(金) ~ 5月20日(金)**

■申請方法 「窓口申請」のほか「郵送による申請」も可能です

(書類に不備があった場合は受付できません。ゆとりをもってご提出ください。)

① 窓口で申請する場合

十日町市役所「本庁舎(3F) 都市計画課 建築住宅係」へ提出

② 郵送により申請する場合(申請受付期間内の消印有効)

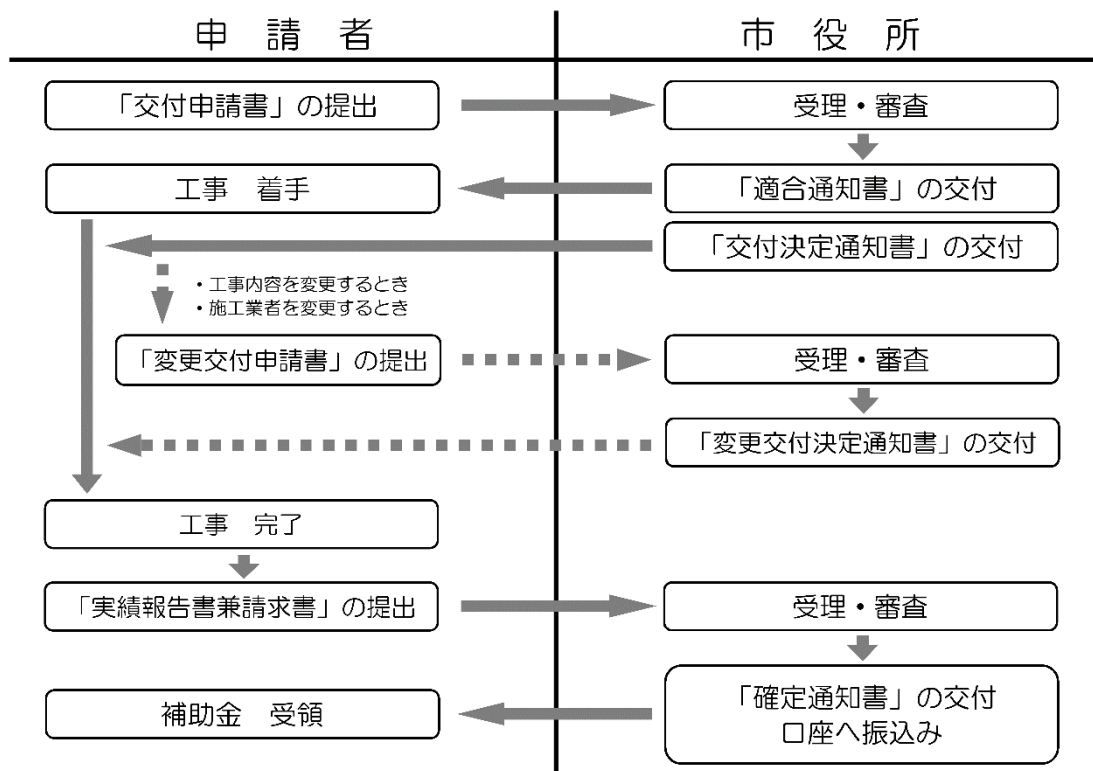
[あて先] 〒948-8501 十日町市千歳町3丁目3番地

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 行

■問い合わせ先

十日町市役所 都市計画課 建築住宅係 ☎025-757-9935(直通)

手続きの流れ



提出書類

申請 するとき	変更・中止 するとき	完了 したとき
申請期間：4/1 ~ 5/20	変更時 速やかに	提出期間：～ 令和5年 2/28
<ul style="list-style-type: none"> 補助金交付申請書 補助事業内容説明書 (別紙：様式第2号) 市税納税証明書 (納税証明請求書(様式第50号の2)に市税務課で証明印を受けたもの) 見積書の写し 対象工事の審査を行うため、工事内容が確認できる明細としてください 全ての工事箇所の 写真<着手前> 工事完了時に提出する工事完了写真と比較できるように撮影してください 	<p>< 変更する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 補助対象工事の内容を変更するとき 施工業者を変更するとき <ul style="list-style-type: none"> 補助金変更交付申請書 変更後の見積書の写し 変更する工事箇所の 写真<着手前> <p>< 中止する場合 ></p> <ul style="list-style-type: none"> 中止届 	<ul style="list-style-type: none"> 補助金実績報告書兼請求書 請求書または契約書の写し 領収書の写し 全ての工事箇所の 写真<完了後> 申請時に提出した着手前の写真と比較できるように撮影してください 通帳(表紙の裏面)のコピー <p>補助対象工事に変更が生じた場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更後の見積書の写し <p>当該対象住宅に工事完了後に転居した方のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> 異動後の住民票
当該対象住宅に工事完了後に転居する方のみ		
<ul style="list-style-type: none"> 誓約書 		

※ 提出書類に不備・不足がある場合は受付できませんので、提出日時にゆとりをもって、ご提出ください

※ 書類提出の際には、「提出書類チェックリスト」をご活用ください